

## IV 歳入の現状

### 1 歳入の構成

町の歳入構成は【表－9】のとおり、町税、地方交付税、町債の3項目が大きなウェイトを占め、令和3年度は歳入全体の58.8%で、前年度に比べ10.1ポイントの増加となっています。これは、分子となる町税、地方交付税、町債の合計は減少しましたが、分母である歳入合計が前年度に比べ19億6,427万7千円の大幅に減少したことによるものです。

町の基幹財源である町税は、16億8,132万円で前年度に比べ1,173万6千円、0.7%の減少、町税比率については歳入合計の減少により前年度に比べ6.2ポイント増加の26.8%となっています。

地方交付税については、平成30年度は29年度に比べ普通交付税が約560万円の増加、特別交付税は約740万円減少し、地方交付税全体で約190万円減少しました。また、令和元年度の普通交付税は基準財政収入額が減少したことに加えて、基準財政需要額が増加したことで平成30年度に比べ約8,400万円の増加、さらに特別交付税についても約1,600万円増加したことから、地方交付税全体では約1億円の増加となっています。続く令和2年度の普通交付税は基準財政収入額が増加したものの、基準財政需要額が増加したことで前年度に比べ約9,500万円の増加、一方で特別交付税は約600万円の減少となったことから、地方交付税全体では約8,900万円の増加となっております。令和3年度の普通交付税は個人町民税や法人町民税等の減少により基準財政収入額が大幅に減少したことに加え、基準財政需要額についても地域デジタル社会推進費の創設などにより大幅に増加し、さらに国の補正予算において地方交付税の増額がされたことから、前年度に比べ約2億9,700万円の増加、特別交付税についても約2,300万円増加し、地方交付税全体では3億1,953万8千円の増加となっております。

町債については、平成29年度の地域包括ケアセンター整備事業等をはじめ、30年度は多世代活動交流センター耐震補強及び改修事業等の財源として町債を発行しています。以降、令和元年度は泉井地区並びに上熊井地区の集落センター整備事業等に、2年度は泉井交流体験エリア及び上熊井農産物直売所の整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業等の財源として町債の発行を行いました。令和3年度は準用河川である内川の河川内に堆積した土砂の掘削等を行うため、緊急浚渫推進事業債を活用し、発行総額は2億9,605万7千円、前年度に比べ6億2,340万円、67.8%の減少となっています。

【表－9】

(単位：千円、%)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
歳入合計	6,188,186	5,203,730	5,791,614	8,235,103	6,270,826
うち町税	1,790,020	1,742,047	1,766,168	1,693,056	1,681,320
うち地方交付税	1,205,902	1,204,009	1,303,353	1,392,742	1,712,280
うち町債	1,236,563	810,823	621,436	919,457	296,057
町税比率	28.9	33.5	30.5	20.6	26.8
地方交付税比率	19.5	23.1	22.5	16.9	27.3
町債比率	20.0	15.6	10.7	11.2	4.7

## (1) 町税の状況

町税については【表－10】のとおり、個人町民税と固定資産税の2税が基幹税目となっています。

個人町民税については、定年退職による給与所得者から年金受給者への移行等による影響で課税総所得金額が減少していることから、年々減少傾向にあります。平成29年度は約7億1,400万円でしたが、令和元年度には7億円を下回り、3年度までの4年間で約7千万円減少しています。令和3年度は前年度に比べ2,608万7千円、3.9%の減少となりましたが、その主な要因は給与所得の減少によるものとなっています。

固定資産税については、3年に1度の評価替えが行われますが、評価基準年度は土地課税分、家屋課税分ともに減少となる傾向があります。平成30年度は評価替え等の影響により減少し、令和元年度においても家屋課税は増加したものの、償却資産課税の減少により全体では減少となり、続く2年度は土地課税、家屋課税、償却資産課税ともに減少したことで、元年度に比べ約1,100万円の減少となっています。令和3年度は土地課税が増加したものの、家屋課税、償却資産課税の減少により、固定資産税全体では前年度に比べ130万1千円、0.2%の減少となっています。

徴収率は、近年平均して96%を超える高い率を維持向上し続けています。令和3年度は前年度に比べ1.1ポイント上昇し、97.9%となっています。

【表－10】

(単位：千円、%)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
町民税	785,201	759,375	784,866	716,710	697,781
うち個人	713,980	706,824	697,459	670,546	644,459
うち法人	71,221	52,551	87,407	46,164	53,322
固定資産税	890,218	867,915	859,341	847,955	846,654
軽自動車税	34,284	35,683	37,593	39,727	40,842
たばこ税	80,317	79,074	84,368	88,664	96,043
町税合計	1,790,020	1,742,047	1,766,168	1,693,056	1,681,320
徴収率(全体)	96.8	97.0	97.4	96.8	97.9

## (2) 地方交付税の状況

地方交付税の算定結果の状況については【表－11】のとおりとなっています。

地方交付税は、地方公共団体の自主性を損なわずに地方の財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することを目的としたもので、国税の一部(所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額)を原資に交付される制度です。

また、地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、その配分割合は地方交付税総額に対して94:6とされています。普通交付税は、地方公共団体が標準的な行政サービスの提供や基本的な社会資本整備が行えるよう、客観的な基準に基づき配分されるもので、基準財政収入額<sup>※17</sup>が基準財政需要額<sup>※18</sup>に満たない場合に交付されるものであり、特別交付税は、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付されるものとなっています。

【表－11】

(単位：千円、%)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
基準財政需要額	2,808,360	2,830,803	2,875,050	3,040,739	3,266,672
基準財政収入額	1,702,562	1,721,667	1,679,700	1,750,956	1,681,790
交付基準額	1,105,798	1,109,136	1,195,350	1,289,783	1,584,882
調整額	2,215	0	2,532	1,553	0
交付税交付額	1,205,902	1,204,009	1,303,353	1,392,742	1,712,280
うち普通交付税	1,103,583	1,109,136	1,192,818	1,288,230	1,584,882
うち特別交付税	102,319	94,873	110,535	104,512	127,398
標準財政規模	3,515,747	3,535,400	3,535,269	3,707,973	3,990,609
臨時財政対策債発行可能額	243,963	235,723	205,636	205,257	281,957
財政力指数 <sup>※19</sup>	0.610	0.611	0.599	0.589	0.558

※基準財政需要額、基準財政収入額は、錯誤額を含む数値としている。

※再算定があった場合は、再算定後の数値としている。

普通交付税の算定結果の状況については、平成30年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つに、保育所における障がい児の受入れ及びこれに伴う保育士の配置の実態を踏まえて、障がい児保育に必要とされる経費として400億円が増額されました。これにより、算定結果では個別算定経費における社会福祉費等が増加し、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額においても増加となり、法人税割や地方消費税交付金等の増加により基準財政収入額も増加しましたが、29年度に比べ約560万円の増加となりました。

令和元年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つに、温室効果ガスの排出削減や災害防止を図るため、森林整備等に必要な財源として創設された森林環境譲与税、消費税率の引上げによる消費の反動減対策として行う自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するために創設された自動車税及び軽自動車税の減収補填特例交付金が基準財政収入額に算入されることになりました。しかし、算定結果では個人町民税所得割や法人税割等の減少により基準財政収入額が減少したことに加えて、個別算定経費における高齢者保健福祉費や保健衛生費等が増加し、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額においても増加となったことから、平成30年度に比べ約8,400万円の増加となりました。

令和2年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つに、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費として4,200億円が措置されたほか、幼児教育・保育等の無償化による地方負担分の全額が基準財政需要額に算入されることになりました。これにより、算定結果では法人町民税や地方消費税交付金等の増加により、基準財政収入額が増加となりましたが、個別算定経費における地域社会再生事業費の創設や社会福祉費等が増加したことで、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額が増加し、交付額は元年度に比べ約9,500万円の増加となりました。

令和3年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つに、算定基礎となる人口が令和2年国勢調査人口に置き換わったほか、地域社会のデジタル化を推進するための経費として2,000億円が措置され、基準財政需要額に算入されることになりました。これにより、算定結果では個人町民税所得割及び法人税割が大幅に減少したことで、基準財政収入額が減少

したことに加え、個別算定経費における地域デジタル社会推進費の創設や高齢者保健福祉費等が増加し、さらに国の補正予算において国税収入の補正に伴い地方交付税が増額され、3年度に限り基準財政需要額の算定項目に臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が追加され、再算定が行われたことから、交付額は前年度に比べ2億9,665万2千円、23.0%の大幅な増加となりました。

特別交付税については、令和3年度は1億2,739万8千円で、前年度に比べ2,288万6千円、21.9%の増加となっています。

財政力指数は、普通交付税で算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年平均値であり、指数が1に近いほど普通交付税算定上の留保財源が多く、財源に余裕があるとされています。5年間の傾向を見ると横ばい状態から低下傾向となっています。令和3年度は、単年度での指数が0.515と前年度の0.576を大きく下回り、3か年の平均値も0.558と前年度に比べ0.031ポイント低下しました。

しかし、財政力指数は、税制改正や国の交付税制度変更等の影響が直接反映されるため、財政力指数の経年変化が端的に「財政力」を示すものではなく、あくまでも地方交付税の算定過程において算出された「財政基盤」を示す指標であることに留意する必要があります。

### (3) 町債の状況

町債の推移については【表-12】のとおりとなっています。

町債は、家計にたとえると住居購入やリフォーム、車購入のローンなどの借入金にあたります。町では、将来の世代に残せる財産の形成のため、社会資本整備総合交付金事業債や防災安全交付金事業債などの発行をしてきました。近年は、町債を事業費充当財源として活用し公共インフラの整備・長寿命化や義務教育施設整備事業等に積極的に取り組んでおります。令和3年度の町債発行額は2億9,605万7千円、町債依存度は4.7%となり、前年度を大きく下回る結果となっています。

なお、令和3年度末における臨時財政対策債の残高は28億555万1千円で、減税補てん債及び減収補てん債を合わせますと28億3,573万4千円となり、普通会計全体の地方債残高である70億5,153万3千円の40.2%を占めています。

【表-12】

(単位：千円、%)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
町債	1,236,563	810,823	621,436	919,457	296,057
うち建設事業債	992,600	575,100	415,800	703,700	14,100
うち減税補てん債					
うち減収補てん債				10,500	
うち臨時財政対策債	243,963	235,723	205,636	205,257	281,957
町債依存度	20.0	15.6	10.7	11.2	4.7

☆町債依存度 町債発行額／歳入総額の割合です。

【用語解説のページ】

	用語	用語の意味
※1	地方財政状況調査	地方公共団体の毎年度の決算状況を、総務省が統一ルールに基づいて集計し、作成した統計です。この結果は、地方財政白書として公表されます。
※2	形式収支	歳入から歳出を単純に差引いた収支結果で、翌年度に繰越すべき財源がある場合には、その金額が含まれています。 ★計算式 ＝歳入決算額－歳出決算額
※3	実質収支	形式収支に含まれる、翌年度に繰り越すべき財源を差引いた決算の余剰金です。 ★計算式 ＝形式収支－翌年度に繰り越すべき財源
※4	単年度収支	当該年度実質収支額から、前年度実質収支額を差引いたもので、純粋な単年度の収支を表したものです。 ★計算式 ＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支
※5	基金取崩	当該年度の財源不足額を解消するため、財政調整基金から繰入を行った場合に該当します。 ★計算式 ＝財政調整基金取崩額のみ該当
※6	実質単年度収支	財政調整基金への積立、債務の繰上償還等の実質的な黒字要因と、財政調整基金からの繰入等の実質的な赤字要因を除いて考えた場合の数値で、実質的な債務の増加又は貯蓄等債権の増加を捉えようという指標です。 ★計算式 ＝単年度収支＋財政調整基金積立金＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額
※7	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されるであろう一般財源の総量（規模）のことです。 ★計算式 ＝（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金）×100÷75＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税
※8	実質収支比率	実質収支の額の適否を判断する指標で、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示されます。経験的には、3%～5%程度が望ましいとされています。 ★計算式 ＝実質収支額÷標準財政規模
※9	経常一般財源比率	一般財源の余裕を表す指標で、標準財政規模に対して現実に収入された経常一般財源の比率のことです。一般財源の「ゆとり」を見ようとする指標で、この数値が、「100」を超える度合いが高いほど余裕があることを示しています。 ★計算式 ＝経常一般財源収入額÷標準財政規模×100
※10	経常収支比率	財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に充当される経常一般財源の、経常一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合のことです。 ★計算式 ＝経常経費に充当される経常一般財源÷（経常一般財源＋減税補てん債＋臨時財政対策債）×100

※11	公債費負担比率	公債費（ローン返済）による財政負担の度合いを判断する指標で、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことです。 ★計算式 ＝公債費充当一般財源（一時借入金利子、転貸債及び繰上償還額を含む）÷一般財源総額×100
※12	実質公債費比率	公債費による財政負担の程度を示す指標で、従来の起債制限比率に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の、公債費類似経費を加え算出しています。 ★計算式 ＝（（当該年度の元利償還金＋公営企業元利償還金への一般会計繰出金等公債費類似経費）－（元利償還金等の特定財源＋普通交付税の基準財政需要額算入公債費））÷（標準財政規模－普通交付税の基準財政需要額算入公債費一般財源総額）×100
※13	経常一般財源	一般財源のうち、地方税、普通交付税など毎年度経常的に収入されるもので、家計でいう給与にあたります。
※14	経常経費充当一般財源	人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に充当された、毎年度経常的に収入される一般財源のことです。
※15	公債費比率	毎年度の支出全体に占める公債費の額の割合から、地方債の発行の状況を判断するための指標です。この比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることとなります。 ★計算式 ＝（当該年度元利償還金－（元利償還金充当特定財源＋災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費））÷（標準財政規模－災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費）×100
※16	人件費比率	歳出総額に占める人件費の割合で、財政構造の弾力性を見る指標のことです。 ★計算式 ＝人件費÷歳出総額×100
※17	基準財政収入額	各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法によって算定した額です。
※18	基準財政需要額	地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。
※19	財政力指数	団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額/基準財政需要額で求めた過去3年間の平均値です。この指数が高いほど、財源に余裕があるといえます。 ★計算式 ＝基準財政収入額÷基準財政需要額